

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年11月7日
事業者の氏名又は名称	ミヤケン株式会社(代表者 桑内敏)
事業者の所在地	愛媛県伊予郡砥部町宮内916-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県伊予郡砥部町宮内916-1
行政処分等の内容	許可の取消
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明事業者であることを端緒として調査を実施。相当の期間事業を行っていないものと認められた。 事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年11月7日
事業者の氏名又は名称	第一建工株式会社(代表者 矢野光太郎)
事業者の所在地	愛媛県西条市喜多台486-7
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市高田502
行政処分等の内容	許可の取消
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明事業者であることを端緒として調査を実施。相当の期間事業を行っていないものと認められた。 事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年11月7日
事業者の氏名又は名称	アキラ産業有限会社(代表者 田坂力)
事業者の所在地	愛媛県今治市松本町5-2-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市松本町5-2-3
行政処分等の内容	許可の取消
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明事業者であることを端緒として調査を実施。相当の期間事業を行っていないものと認められた。 事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年11月8日
事業者の氏名又は名称	宇和島自動車運送株式会社(法人番号3500001015316)(代表者 和田祥孝)
事業者の所在地	愛媛県宇和島市鶴島町4-20
営業所の名称	新居浜営業所
営業所の所在地	愛媛県新居浜市黒島1-6-45
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>平成30年10月4日、労働局と合同で監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (2)運転者台帳の作成が确实になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年11月26日
事業者の氏名又は名称	有限会社中西運送店(法人番号8490002011336)(代表者 中西誠)
事業者の所在地	高知県香美市土佐山田町山田1166
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県香美市土佐山田町山田1166
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>平成30年11月14日、労働局と合同で監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (2)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (3)事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。